



令和3年5月14日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

施設利用料・証明手数料等支払におけるキャッシュレス決済の実証実験を行います

市では、接触機会の低減や住民サービスの向上を目的に、令和3年4月1日より、市税・健康保険料等の支払において、スマートフォン決済を開始しましたが、施設利用料・証明手数料等においてもキャッシュレス化を推進するため、下記のとおり実証実験を行います。

記

1 期間

令和3年5月19日（水）～令和3年9月30日（木）（予定）

2 決済手段

PayPay株式会社のスマホ決済サービス「PayPay」によるQRコード決済（利用者がQRコードを読み取り金額を入力するMPM方式）

3 取組内容

キャッシュレス決済導入課・施設	キャッシュレス決済対応利用料等
資産税課	・市税等の証明手数料（所得証明書等） ・地籍図等の写しの交付手数料 ・固定資産課税台帳閲覧手数料
桜ヶ丘ミュージアム	・施設使用料 ・図録等の売払代金 等

【お問合せ先】

豊川市役所 企画部 企画政策課 瀬野・鈴木

TEL : 0533-89-2126 Eメール : kikaku@city.toyokawa.lg.jp